

令和4年度

# 4号 トトモニ

しおじり協働通信  
令和4年度  
ご自由にお持ちください



## 特集 「あの人とともに」

特定非営利  
活動法人  
えんのわ

想いが伝わるお手伝い

皆さんの思いや活動を応援します!  
まちづくりチャレンジ事業補助制度



TAKE  
FREE

4号

しおじり協働通信トトモニ 令和4年度 第4号

市民のみなさんへ お知らせ

## まちづくりチャレンジ事業補助制度

あなたのチャレンジを応援します! 塩尻のまちをもっと住みやすく、楽しくするための公益活動に対して、塩尻市では補助金を交付します。令和5年度の募集受付期間は一次募集を**4月**に、二次募集（トライアルのみ）を**8月**に予定しています。塩尻を元気にする素敵な活動の参加をお待ちしています!

○●◇◆□■ 選べる“チャレンジのカタチ” ■□◆◇●○

体験型 トライアル事業	「何か始めてみよう」という団体の皆さんに、まちづくりへの参加のきっかけを得てもらうための事業です。事業の実施を通して、活動をしていくためのネットワークづくりを行うとともに、市民の皆さんに身近な課題を提案し、共有を図ります。	発展型 ステップアップ事業	「得意分野を生かし、新たなまちづくりの担い手を目指そう」という、団体の自立や新たな事業の確立を目指すための事業です。計画的に事業展開を行いながら、3年の間に段階的にステップアップを図ります。
----------------	---	------------------	---

事業	体験型： トライアル事業	発展型：ステップアップ事業		
		1年目	2年目	3年目
達成目標	ネットワークづくり、 身近な課題の共有や提案	団体設立のための 環境整備、事業の実施	団体の発展のための 環境整備、事業の発展	協働事業(公共を担う事業) 実施に向けた事業展開
補助限度額	10万円	20万円	20万円	40万円
対象経費の補助率	10／10以内	9／10以内	8／10以内	7／10以内
応募受付	4月1日から14日まで 8月18日から31日まで	4月1日から14日まで		
採択基準	<input type="radio"/> 目的が明確か <input type="radio"/> 公益性があるか	<input type="radio"/> 目的が明確か <input type="radio"/> 自立しているか、あるいは自立を目指しているか	<input type="radio"/> 公益性があるか <input type="radio"/> 実績報告会	
研修・交流会等への参加 (必修事項)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 団体のスキルアップのための研修会への参加</li><li>◆ 活動の成果を広く知ってもらうための交流会などへの参加</li><li>… ● まちづくり交流会 ● 中間報告 ● 実績報告会</li></ul>			
補助対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 社会や地域のどのような問題を解決するための活動なのかが不明確なもの</li><li>◆ 公益性がない活動・事業…趣味やサークルの活動、個人や団体の利益のための活動、参加者が少人数に限定される活動、宗教・政治活動を目的とした活動</li><li>◆ 自立を目指さない団体・事業…会則を定めていないもの、会費を徴収していないもの、財政計画がきちんとしていないもの、食糧費・通常の事務費・備品の比率が6割以上のもの</li></ul>			

※本制度は、塩尻市補助金等交付規則および塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱に基づいて実施しています。

本誌に関する  
お問合せ先

発行 塩尻市市民交流センター 市民活動支援係

〒399-0736 塩尻市大門一番町12-2 TEL:0263-53-3350 (内線4221)

E-mail:collabo@city.shiojiri.lg.jp <http://enpark.info/>

編集 特定非営利活動法人 えんのわ

〒399-0736 塩尻市大門一番町12-2 TEL/FAX:0263-54-3320

E-mail:ennowa@hotmail.co.jp <http://ennowa.naganoblog.jp/>

## 想いが伝わるお手伝い えんのわ

### 特定非営利活動法人

塩尻市には、市の条例で指定されているNPO法人が9法人あります。

これらの法人に寄付をすると、寄付をした人の市民税が減税されます。塩尻市は条例指定をすることで、NPO法人の財政基盤の強化や、それぞれの法人が、認定NPO法人になることを後押ししています。

そんな条例指定を受けている法人のひとつ、特定非営利活動法人えんのわが活動を始めてから10年を迎えました。えんのわは、塩尻市と協働で、地域活動を進めていくうえで参考になるセミナーを開催しています。広報の考え方を学ぶセミナーや、実際にチラシを作成するもの。他にも、資金調達に関するものや、信頼を保つための

また、多くの市民に様々な団体があることを知つてもらうために、まちづくり交流会を開催したり、本紙「トトモニ」を発行したりしています。

事務力アップに関するものなど、内容は多岐にわたります。県外から専門性の高い講師をお招きしすることもしばしば。自分たちや行政職員の意識向上、スキルアップにもつながっています。

2月中旬、えんのわのメンバー



ても活発で、各地域活動団体へのサポートもとても充実していません。話を伺ったメンバーは皆、衝撃を受けていました。

「それぞれの地域活動団体への活動資金支援や、協働の事例の共有、企業との連携など、とても参考になつた。塩尻市でも、社会福祉協議会などとも連携しながら、知るだけではなく、課題解決に向けた行動につながるような、具体的な目的を持つたセミナーを開催

したい」と、えんのわ理事長の大塚佳織さんがふりかえります。「今回の研修を様々な立場の人たちと受けることができたのは大きな成果です」と、関係部署の連携強化も目指しています。参加したメンバーもそれぞれ「東近江市でできるなら、塩尻市でもできる」と熱い想いを共有していました。

塚佳織さんもその有志が集い、滋賀県東近江市に向かいました。えんのわ設立10周年を記念した研修です。

向かつた先是、認定特定非営利活動法人まちづくりネット東近江です。東近江市は塩尻市より若干人口は多いものの、さほどかわらない規模の市。でも、このまちづくりネット東近江の取り組みはと

したい」と、えんのわ理事長の大塚佳織さんがふりかえります。「今回の研修を様々な立場の人たちと受けることができたのは大きな成果です」と、関係部署の連携強化も目指しています。参加したメンバーもそれぞれ「東近江市でできるなら、塩尻市でもできる」と熱い想いを共有していました。

塚佳織さんもその有志が集い、滋賀県東近江市に向かいました。えんのわ設立10周年を記念した研修です。

### 塩尻市条例指定NPO法人一覧

- ・特定非営利活動法人 塩尻市体育協会
- ・特定非営利活動法人 福祉サポートセンターアルプラス
- ・特定非営利活動法人 グループHIYOKO
- ・特定非営利活動法人 春の小川
- ・特定非営利活動法人 フルサポート塩尻
- ・特定非営利活動法人 マシュマロ
- ・特定非営利活動法人 わあん
- ・特定非営利活動法人 えんのわ
- ・特定非営利活動法人 ビレッジならかわ

### 条例指定に関するお問い合わせ

- ・制度全般やNPO法人への寄付について  
→市民交流センター 市民活動支援係  
TEL:0263-53-3350
  - ・税額の計算や申告について  
→税務課 市民税係  
TEL: 0263-52-0280 (代)
- ※NPO法人と特定非営利活動法人は同じ意味です。

### お気軽にご連絡ください

**地域のためににかしてみたい方、地域活動を応援したい方を募集しています。**  
また、地域活動をおこなう際の相談も受け付けています。

詳細はホームページをご覧ください。

<https://ennowa.naganoblog.jp/>

[ennowa@hotmail.co.jp](mailto:ennowa@hotmail.co.jp)



### しおじり協働通信「トトモニ」バックナンバーのご案内

塩尻市市民交流センターでは、市民活動の推進及び市民の皆さんへの情報提供を図るために、市民活動団体の活動やイベント情報を紹介する、しおじり協働通信「トトモニ」を平成24年度から発行しています。

「トトモニ」は、市民交流センターや市内の各支所などで配布しています。

過去の「トトモニ」については、塩尻市のホームページからご覧いただくことができます。

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/37/3992.html>

